

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

新筆
正永七ノ月

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守

白河の河内郡下

白河の河内郡下

正平七年

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

白河の河内郡下

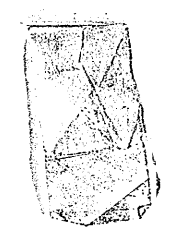
今日部内を賑わす

以國書業

茶

ニエマリーエステイト前幕玉の許り白ん
余今殺我國大法の役ひ世宗より親
系より系統を継ぎ全國の政柄を掌
る作我國宇内各國と交際を誼ひの事
習ふ一節一節に因にふる事あり

千一キアデント兼コミニエ子アルドガフフア
ポルスブルーク氏能く我國の事情を解
し其力に意を盡し親睦の情を厚く
ある人我共々友愛し貿易の途に際し
らん事余の信する所なり希く
ニエマリーエステイトの書に長久めとある交
誼永世堅固なりと云ふを欲す
ニエマリーエステイトの書に我國男好意の
誼を表せしむる事ありて余



重天の任を蒙りて遂に今又其好意を依
頼すやれは我國の幸福を招くものと確
信せざるを得ずと云ふものなりと云ふの言
を聞かざらんといふ余は深き恥を感ず
る所なり

慶應義塾 五月五日 源市名

新嘉坡河内府知事より同知事へ
新嘉坡河内府知事より同知事へ
新嘉坡河内府知事より同知事へ

新嘉坡河内府知事

新嘉坡河内府知事

新嘉坡河内府知事

以書翰相達し之を新嘉坡

大府知事より同知事へ

文達し之を新嘉坡

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

大府知事より同知事へ

卯六月朔日 河内守 殿上

内閣書案

恭

下世ゼスチー葡國牙國主の許す白く余今後
我國の大法は従ひ祖宗以来の規条を依りて系
統を継ぎ全國の政柄を掌握せし抑我國の
各國と交誼を結び一以米舊習を一新し漸
果化の向ふものなり 然る國の親睦を深く

貿易の途に多岐を盡さん余今此を
希む

エルクセスチーの春秋長久なり余今
常を補
賜せしものなり又原永世皇國を
後を慕ふ

皇國の福祉を望みと祈る不宣

光緒三年卯月 源 御名

市
より新河内府に於て日清戦役新軍を以て
漢軍に於ては自軍より勝つるべしと云ふ

事漏生

正キルニシ

清王外國事務執政に

以書翰に述べるに及ぶ我
大君陛下所継位とあるを以て
文禮陳永久を論じたるは余の偏見



帝坐を以て右に

大君陛下より

セー子マリーエスデット貴國王に書翰とあるは

進多分とあるは且

セー子マリーエスデット貴國王に書翰とあるは

初より大に

慶應三年の月日

丹上可内

半島の福祉安寧を祈る
慶應三年卯月。源清名

7-0001

0215

予が初河内府より久日なる中、我々の新嘉坡に
極度表より来る、西に有る、ヨシと見せしむる、
以て海より新

御中合衆國

エキセルレンシー

諸君を七外國事務執政に

以書翰より出づる取新め我
大君陛下下御継位よりある自らあるあり
交禮諸永久に論よりある余の偏め

常世よりあるあり

大君陛下より

此の天候順及に御書翰よりある進呈

方よりあるあり

此の天候順及に御書翰よりある進呈

此の天候順及に御書翰よりある進呈

一、明治三年甲子月日

井上河内守

介六り都河内多解は再上

は國書案

恭

常西合衆國^統憲法^{全通}海軍^{全通}の許る白に余今
殺我國の大はと従ひ祖宗以来の親衆と傳
く系統と継ぎ全國の政柄と掌極と柳枝
因字内各國と交和と結ひ山本無明と新
一漸く正化と向ふやうに、^統統國の親衆と

深く貿易のた逐日隆盛あるを余、望む
あり希く、

未^統願^統及^統合衆國^統親衆^統の春秋長々、と余、宿
志を補習せしむるや、^統交和^統世世隆盛ある
を、望む、

此の福祿を蒙りて祈る、

明治三年八月、源清名

陽西合衆國ヘンチ高モニキール、フレジデント
大統領

メシエルス
敬語

ホウ
高貴

ヨシヤイル
評議官

メシエルス
敬語

メンブルス
社中

陽西合衆國大總統會恩祥藏

et
Messieurs de Drexler,
Messieurs les Membres du Haut Conseil Fédéral
de la Confédération Suisse
à
Bienne
Très honorables Messieurs !

シロモノを以て
皇太子は、
今般

西園

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

西園寺公兼は、
自今、
健

別紙様又本國名を留め
空海様より名を留め
海より名を留め
海より名を留め
海より名を留め
海より名を留め

年月日

空海様



空海様

おくりし物にゆかりありて日々に事柄は新なる事なり
流るる物も色も味もあつたが故なり

申す
正々正々
白く或る白く半角親改に

以事給ひてはとて取新め我

大君殿下御位にあらはれり

御位にあらはれり

はるかに

大君殿下より

おまへに

とあはれ

先大君殿下は

レレレ

及び

大君殿下

遊み

うへ

大君殿下より

五福成居三月廿二日

進言と見
事ついでに
お大言
一
日
井上可成

明治六年四月五日

小国書案

恭

エマーソン・ステート・ホワイト・ヤング・マスの許し白り
余今般我國の大法に従ひ、従来以來の親交
を承りて系統を継ぎ、全國の福祉を管轄す
抑、我國内外各國と交誼を結び、平和親善
と一新し、附く、官制に向ふべく、幸ひ今般ア

ウギ・ステート・キント氏全權公使とて、再渡せし
こと、貿易の及ばざる、陸軍を、人々余に信託す、
あらず希ふ、

エマーソン・ステートの事務長久し、余が家老
と補佐を、其の國の文藝、世に望み、人々
と親睦を、

其國の福祉を、望むる、不宣

明治六年四月五日、源清名

[illegible]

法蘭西書

恭一
井上
イ
ア
テ
ト
白
耳
義
國
王
子
心
子
向
す
マ
イ
子
心
子
心

エステート・レポルトが一世に而して五十年を以て

意遠
新書
水琴
國悲
傷
之
如
難
告
者
以
不
怪
驚

時又トイエステトキ王位を嗣がし撫育し大

倭と倭の争ひあり祝ふを而て此あるを天詔を

か
を
外
係
(正)
ミ
イ
エ
ス
ト
に
新
蔵
立
祈
ふ

唐貞二年五月
原青名

印
方り世八官同出以能事

御圖書、或は光中の方公使、墨渡、積育
分圖書、務家、和正、山書、務、重、山圖書并
右書、務字、山、山國、公使、
山系統、山、山、山、山、山、山、山、山、
山、山、山、山、山、山、山、山、

三回五拾五番

五拾五番

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

お平江の河原町より日本橋まで

可なり
外に傳へて中務親政より中務省に
傳へて中務省に傳へて中務省に
傳へて中務省に傳へて中務省に
傳へて中務省に傳へて中務省に

甲子
乙丑
丙寅
丁卯
戊辰
己巳
庚午
辛未
壬申
癸酉

白耳義公使
エキセルニ
アウギニストキント

以て先王の遺命を奉りて
先王の遺命を奉りて
先王の遺命を奉りて
先王の遺命を奉りて
先王の遺命を奉りて
先王の遺命を奉りて

陛下は健位天皇
陛下は健位天皇
陛下は健位天皇
陛下は健位天皇
陛下は健位天皇
陛下は健位天皇

孝和三年
孝和三年
孝和三年
孝和三年
孝和三年
孝和三年

甲子年
乙丑年
丙寅年
丁卯年
戊辰年
己巳年
庚午年
辛未年
壬申年
癸酉年

外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書
外郎傳書

白耳義公使
正平七
アウギユステトキント

先王亮
先王亮
先王亮
先王亮
先王亮
先王亮
先王亮
先王亮
先王亮
先王亮

延引
延引
延引
延引
延引
延引
延引
延引
延引
延引

孝元三年卯月

孝元三年卯月

慶應寺々々七月五日

委任状

天の寵愛を蒙りて本國ハシダールン及びゴートン
のコーニング又スレーズエイキ、ホルステイン、ストルブルン、
キットルセン、ラウエンブルク、及びオルデンブルク、のヘ
ルトグ、なる我等キリスチアン第九世報知を
セイ子マイエステイト日本の大君と和親貿易



及び航海の条約を取扱ひたるを因り我等は
條約を保護し且つ我方より其保護交換
のため我々目録ありて其人を獲ひ且つ之は
其職任を命する如く我々後友使として日
本在留セイ子マイエステイト荷蘭のコーニングの
ボリキーク、アゲント兼ヨシニルゼ子ラン我々子ボル
クのカルデの号令官及び荷蘭レーウーのオルデ
のリップルなる子ルクデ、ガテーフ、ハシホルスブルク君

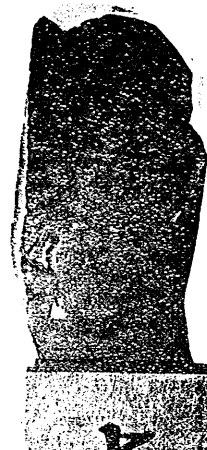
を命一以てセイ子ニイエスタイト日本のお君より
 同目的のため命を乞ふ一人若くは数人とな
 條約の交換を倣うのんことを委任せし
 其體裁として我等は委任状を記し且つ
 我國府の印を調せしめたり
 赦せし降参の千八百七十七年一我即位の第
 二年五月二十三日バーゲンに於て之を倣せ
 記

セ・エ・ケ・エル・ヒンド・プレイス・プレイセ・ニボルク

姓名を記

日本にある荷葉は使館のカンセリール

エル・ト・ケ・レイ・ニ・キース・寫



七拾四番

三ノ口山崎守閣下

か頁古
番百古
番武三
番武三
番一
番三

七拾四番

呈
小笠原壹岐守閣下

三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下
三ノ口山崎守閣下

三ノ口山崎守閣下

卯丑月六日

比律歷千八百六十七年十二月三十一日

呈

皇因日本外国支務宰相小笠原壹岐守閣下

日本 大君殿下より我國王に書きて書

翰遣に相達し直に王に差出し申す 大君殿

下より將軍宣下之書吹聴有るに付我王

右書各差上申し宣下書被露奉煩

先づ任幸便右申上之如所書宣下

コジーン
火浴果明

書調所

				呈 白耳義國王	大君殿下 レオホルト第二												圖書訓所
--	--	--	--	-----------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------

呈

皇国 大君殿下

皇国日本爵位高等天性英邁寡人ノ良友

大君殿下益々萬福大賀不斜收帝書翰賜

難有落子仕收然有 殿下將軍家帝相續

全国ノ帝政務帝掌握は是は有るは 仍親

知中且以来皇国と益々厚く帝親親帝結

比下交々仕交は寡人ノ若荷と云帝は幾久

く帝親親比年下交願之先々右考各申

上之尚帝自愛永く帝政務帝掌握比年交

所初々大守公心惶謹言

一千八百六十七年十二月二十九日

於皇国首府比律慈宮中認

白耳義国王

レオホルト才二迄

白耳義外国夏務宰相

コニール

幕書調所

此種各國之海圖

中國海圖亦在其中

此海圖係由日本海軍省

所繪者其範圍甚大

其範圍之廣遠非他國

海圖所能及也

今一月

此海圖係由日本海軍省所繪者其範圍甚大其範圍之廣遠非他國海圖所能及也

今一月

納戶改

外國より

納戸改

以て各々古給ふ面々仕極

書留るるは誠王へ受け居

此の如く

六月

此の角に紙を貼る

則ち紙繪を面々個々へ張

り給ふは候なり

六月

納戸改

命つて下りてきてはたしめたるものなり
●駿河守 長久保長政
●伊豆守 長久保長政
●河内守 長久保長政
●近江守 長久保長政
●美濃守 長久保長政
●尾張守 長久保長政

長久保長政
長久保長政

長久保長政

長久保長政

此種各國國書は長久保長政

所屬書本具に長久保長政は長久保長政

法外長久保長政は長久保長政

信濃書本具に長久保長政は長久保長政

長久保長政

長久保長政

長久保長政

長久保長政

長久保長政

長久保長政

水色青黄佐松平陰系而石川也

水納戸

7-0001

0239

一 山國書箱

此書箱、比治相、箱蓋、内、外、指角、
木、丁、面、板、左、右、木、此、様、形、牛、肉、此、大、和、洋、
此、浪、八、双、う、而、上、角、内、外、各、様、此、式、此、級、
江、島、系、の、り、并、房、外、ナ

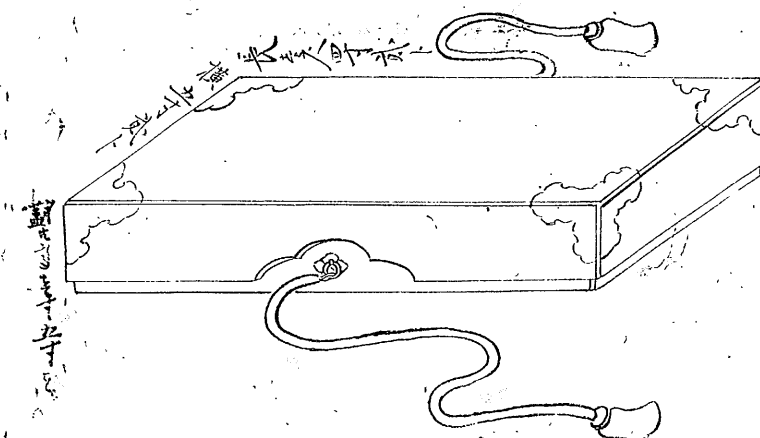
一 右出格抄

此、江、倫、子、者、之、人、之、子、下、幅、此、布、終、此、之

一 右外箱

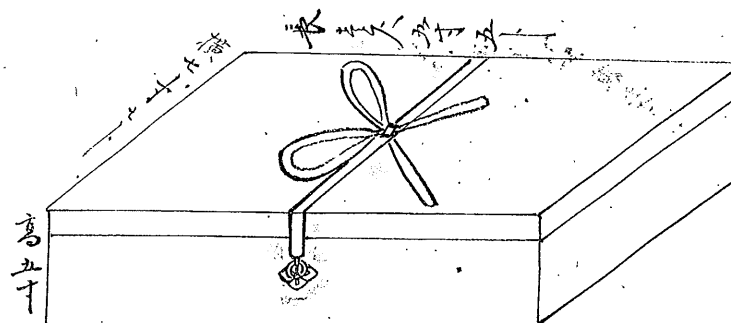
此、木、此、相、相、物、希、少、内、此、白、木、之、此、
之、者、之、夕、花、之、此、式、此、各、様、此、由

此、西、書、箱



此、西、書、箱

古
新



7-0001

0241

52

右條乃ち帝國日本おいてる處也
伊豫も星野由中も大久保龍溪も
よ委任し白身義國コーニングデニール
オウギユステキントよ委任し慶應二年
丙寅六月廿日江戸府において減定
調判し是な日本においてる所

龍希もよ委任し白身義國コーニング
の全權ミストルデンハールオウギユステキントと
江戸府においてる所皆あるをもち
てしる也

慶應三年丁卯八月十二日

帝國日本

外國事務總裁 小室孝吉

源御名 仲朱平

経文緯武

右條約を帝國日本よかしては密回日向の朝比奈

早受より忠なるを委任伊太里國口ワル

カピタインデフレガットデフレシエルクラス

ダンヲマリーンロヤルオフレエデロルドロヤルデイタリーデ

サントモーリスラザールシエワクエデロルドインペリアル

デフランステレジオンドイルモツシウルウイクトール

アルミンジョンを委任する二年丙寅七月十六日

江戸府より議定調判はる日かよかいて

石井氏より委任伊太里國口ワル

全權フントテラワールと江戸府より委任ある國

源氏物語

慶應三年丁卯九月廿

帝日本

外國事務總裁

小室宗久

源御名中丞下

右條より帝國日本におきては萬日同
業は安んずるを保するの要は

セイマーマーイエステイト丁抹コーニングの
オリチキアゲントドデガラフフアンボルスフルーク
は要は慶應三年丙寅十二月七日
江戸府におきて議定調判はな

帝國日本におきては石川河内にお
きてセイマーマーイエステイト丁抹コーニングの
全權たる何蘭陀オリチキアゲントドデガ
ラフフアンボルスフルーク氏と江戸府
におきて為る諸國より相もてや
りぬ

慶應三年丁卯九月四日

帝國日本

外國事務總裁小室圭次

源御名 清永

伊太里國條約奥書案

右條約も

帝國日本ふおめてハ柴田日向も胡繁
甲斐も牛込忠左衛門も委任―伊太
里國ロワ もカピタイン、デフレガット
デ、プレシエ、クラス、ダン、ラ、マリーシロヤ
ル、オフレシエデロドルロヤルデイタリーデサ
ント、モーリス、ラザール、シエワリエデ、ロルド
ル、インヘリアルデフランスデラレジオンドイ
ル、モツシエル、ウイクトール、アルミンジョン、ふ
委任―文應二年七月十六日江戸府
おめて議定調判―以後日本ふおめて
ハ石野龍子も委任―伊太里國ロワ

の全權コージントデラツールと江戸府におお
てゐる取替支國互におちるもの也

慶應三年丁卯八月

帝國日本

外國事務總裁 小名

源漸名

右條約を帝國日本ふおいてハ竹本淡路に
改^{甲斐}菊池伊豫守星野備中^{改金吾}に委任し
瑞西國ボンツラードを瑞西合衆國ラウドフレシ
デントマンデラートデルスウヰルセスターレン
役名アイメヒンベルトに委任し文久三年十月
廿九日江戸において議定談判し此後
瑞西國ボンツラード之全権ドクトルロドルヒン
ドウと江戸において為る所兩國互におも
て事とする也

慶應元年五月廿日

大日本帝國

外國事務老中 以名

源御名

右條約を帝國日本よりわたりて、
日向島、熊本、安藝、大久保、
要任し、セイ子マリーエステート、
丁抹コーニグを和蘭ホリナーキア
ゲンド、ドデグラ、フ・フア
ンホルスブルックより、
要任し、慶應二年丙寅十二月七日江戸府より
議定、
油利、一、
石川河内守より、
要任し、セイ子マリーエ

ステート、丁抹コーニグの全権より、
和蘭ホリナーキア、
セントテガラース、
フアン、ホルスブルック氏より、
江戸府より、
わたりて、
為る名も、
國より、
わたりて、
也。

享和三年丁卯月日

外國事務總裁

氏名 木花押

源邸名

佛國に可致るを以て書翰案

恭々

ハウヲートルマセスチー佛蘭西國皇帝の御
白を德川氏部大輔役先政共都府に相越
引續留學政に有るを格別以親睦に原意に
侍遇を蒙り趣感謝に云々云々云々云々
内安草に折柄早に帰國可致者

勅命あり云々云々其臣民部大輔に送り
此件数年留學に様有同人にありては途に
して帰國にたりと定免に送懐可存に留
在

勅命に前条に類し送る其臣民部大輔に
らる人事状希ふ將余先公退隱政に余
今般德川家絶縁相續いふに保せし

梅田のいり謹言

慶應四年辰月

藤が川源流苗字師禱 師花押

松尾おひの謹言

慶應四年辰卯月

徳川家達

壹岐寄殿

此條約為最密に成り國名の觸る候事上書付

外國迄も五
外國手引

先年英佛三國五ヶ國と條約為り最密に成り
亦其後向ふ心付る為り此迄未だ後葡葡等と
初め迄各國と本條約為り取替に成りし事

十一号

無き各國名不心付向ふ事此迄伊太里
白耳義丁抹本條約に最密に成りし事
此條約に最密に成り國名取替に成りし事
依り此迄未だ此迄以上

卯八月

朝臣甲斐守
源氏但馬守
江連加賀守
石野荒前守
川勝近江守
石川河内守
糟屋筑後守

大目付
以達紫

葡萄牙

索漏生

瑞西

白耳義

存太里

丁株

右國々々西亞墨利加諸國葡魯西亞英吉利
佛蘭西等々振合を以て返る條約を訂結
相成り常事なるを以て其方々を以て
右々款沙料和領事社領事不度格可
觸るる也

右々通口々々解

本文各國々々
後日彼等と
以條約を訂結
葡佛英西
相成り常事
今般相成り
右々款沙料
以て返る條
本文々々通口

0256

大目付
四目付
以達紫

葡萄牙

索漏生

瑞西

白耳義

存太里

丁抹

右國々々倭亞墨利加海峽 西亞英吉利

佛蘭西等々振合を以て退く條約爲る事

相成り常事なり其方々々々々々

右を以て料和領事社領事不渡可

觸る事也

月

右通下々々々

本文各圖々々

後日彼等々々

以條約爲る事

魯佛英等々

相成り常事なり

右を以て料和領事

社領事不渡可

觸る事也

右通下々々々

本文各圖々々

大目付
四目付
以達案

葡萄牙

索偏生

瑞西

白耳義

存太里

丁抹

右國々々倭亞墨利加陸蘭陀 西亞英吉利
佛蘭西等々振合々収退々條約爲取
相成以番書以者則也其方一也
右々沙料和領事社領事不渡校可
觸々々也

右々通々々々々

本文各國々名位階大々服々々
後日彼是々條約未々々々々
以條約以未々服々々々々
魯佛英亞墨利加國以條約爲取
相成以番書以者則也其方一也
右々沙料和領事社領事不渡校可
觸々々也

未六月十日音問部下総多殿の役

大目付

今般莫吉利國の使節が越條約本書を
以取給る海に於て是より向うと違ひ

六月

未八月十日服部中務大輔殿の役

大目付

今般魯西亞の使節が越條約本書を以取給

相海に於て是より向うと違ひ

八月

大目付

魯西亞傳多莫吉利河の東院亞米利加條約を
以取給る海に於て是より向うと違ひ

今般魯西亞の使節が越條約本書を以取給

未六月

昔年
大目付

葡萄分

蒙滿生

瑞西

白耳義

保右里

丁抹

本國より西墨利加阿蘭陀魯西

英吉利佛蘭西より振合を以て條約

為に取替相成り糸束を以て送る旨

を裁き給ひ

本國執事料利順幸社所より海松可

船船を以

九月

本國通て相納り

本國より海松可

九月十二日

古書付渡方

一三卷沙上

一冊

圖書
古書三卷沙上

一古三家冲城附上

一冊

同
古書相解上卷一冊沙上

一橋殿家元上

一冊

同
古書相解上卷一冊沙上

一用府冲城代上

一冊

同
同沙 古書相解上卷一冊沙上

一古府遠國庫上

一冊

同
同沙 古書相解上卷一冊沙上

一外國教庫上

一冊

同
同沙

一三卷沙上

一冊

同
同沙

一 大坂 濱府 山田 依廣 彰海 上

松野 三

一 早 扣 出 例 元 元 例

條約 為 本 取 署 主 成 山 國 名 解 意 濱 府
光 在 向 中 進 山 松 永 書 掛 紙 之 取 取 平
相 在 山 方 山 同 古 條 山 山 山 山 山 山 山 山
別 在 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山

御覽 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山

九月十二日

山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山

板倉 保 領 官 松

松 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山

條約為取相成以國名解達之
五月別紙之處外並外並
車以中史以月十在案未書掛紙
之處元車一六月分月分上在案未
一應出月之處外並外並
別紙相成以中進以以上

八月廿一日

小笠原孝波

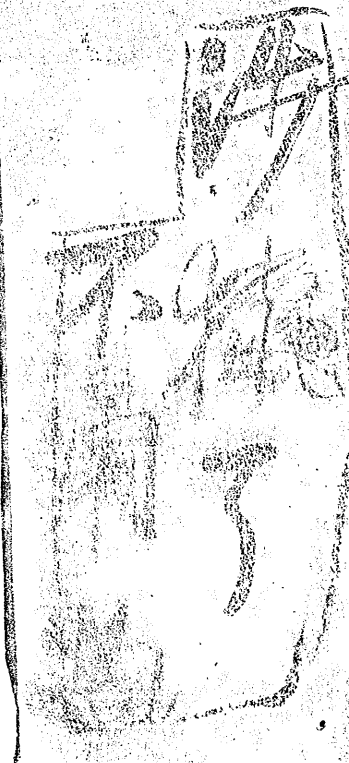
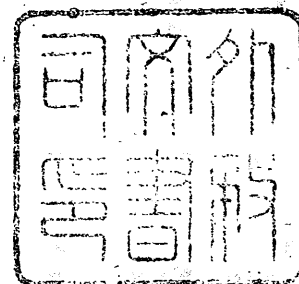
板倉保實

條約為取相成以國名解達之
五月別紙之處外並外並
車以中史以月十在案未書掛紙
之處元車一六月分月分上在案未
一應出月之處外並外並
別紙相成以中進以以上

九月四日

板倉保實

小笠原孝波



明治四十年七月辭官、差出

舊幕府、即彼方差出

國書寫

舊記課

安海子

申五月廿六日 奏出ス

セイ子エキセルニチー葡葡牙國ミニストルの

全權使書の譯文

天の惠寵より葡葡牙及びアルガルヘス乃
王等よりハロムドトロ各以書と見入るなり告
る盛大顯著の事合ふる葡葡牙と自ず乃
豫に於る大切なる利益の交通と結ぶ事
成帝ふべき事なりと承て海舶の形智なる

外務省

大政友阿媽港のコーブル子ウレセ子ラール
フランシスコキエイマレース人乃て僑^任名一勉勵
よりより日大政府より擧げざる全權の
擧げより日本政府より擧げざる全權の
人々双方のめえ方切なる事なりと承て和
親交の隆約を高潔に定する為め全權
に任する事代通商なりと承て其の余は十
分よりよりおぼろなる威権を承へるなり○承全權

安政六年
己未六月十日亥生

委任状

王位のヒントリア人
名

大不列顛及びアイルランド連合王国の女王教法の保護者
等々小一て神意を受く王位に昇りしむる
ヒントリア人其書中の事件に係る諸人各員に
諭す皆謹み之を勉める我々とせし子

外務省

マリーエヌテイト号 帝王國日本の

大君との兩國間には現在一若くは後米記の事件に
適宜に留意せんとの事と我方より指揮
を以て全權を得たる相當の一人を撰擧せしむ
必要とする故に我軍ホーク、ウエル、エーテル、
カストレンケ、ヘール
稀リエウセルホルト、アールコック君と
いふ上は記せるセー子マリーエヌテイト
帝王國の領内は於るコンシエルゼ子テールは撰擧す

但世君と特才智と富と人知を得勉勵精密と
して元人との親愛を受けたるを信するを以て
之を採擧——世書に記せしむる我元人の
是信服する領事使節全權の官とせしむる
いふセー子マーイエスライト帝國の方よりよき
目的を達するにふさわしき權威を與へしむる
宰相一員若くは教員と諸般の條約和好若くは
會議を處置——或は平定せしめんがため

外務省

十分の權威を與ふ但世官に我輩のより會議
決定——諸件は我國名を記せんがめの
權威を握り及び我輩自ら其新しき條と
當量せしむる同族と十分なる法式と威力を以て
右の事件を成就せしむる他の諸件を
為し行ふにがめるの權威を握り且右の我領事
使節全權の官の當量決定せしむる諸件と
年廣き意味に於て領取し信用をこころ

多し我威力をて取捌く可き其の事伴を
(誰れとも)其全骸若くは一部より之を
破り或は之を反して好むを許さるゝ我
王國の宣旨を以て我輩と約し且信ぜしむの
權威を握り之を記するを爲す大不列顛及び
阿爾蘭連合國王の大璽を以て我輩と約し
以て姓名を記す

外務省

紀元一千八百五十九年即我皇即位の二十二年

二月二十三日ヒルクキンクハム殿内より記す

通辦官

ルエウステニ

真譯

又降るふはをまぶるの如きは
あなの子に成すやふはなるものなり
ほくこことんせうらんそそふはゆる
成勢とむねふる一〇ねみこ元
が子らんそそ下かめはく
りそふ花そそなるはきこ元の人となり
おそを格あるなり〇Fと

外務省

ラールの官位をその子へ譲るを欲する。又信長は
これに對して○を許す。とて此を答ふ。
吾るを調せう○と云

パレイス佛堂の起存に於て天の靈の
一千八百五十九年四月廿二日迄の佛
堂の起存の事記す

十ホレヲシ

壬次子

佛蘭西の官制名記

ワレスキ

フランスの官制名記

佛蘭西の官制名記

佛蘭西の官制名記

佛蘭西の官制名記

佛蘭西の官制名記

佛蘭西の官制名記

外務省

佛蘭西の官制名記

佛蘭西の官制名記

申年

亞國之部

通信令院ニ編入

亞墨利加合衆國土修順ジャムスカニ

日本の

大君殿ニ賜

書良友

余殿ニの特使公使全權ニシテ来る新見豊喜
村恒溪海軍中將豊喜のより今年二月

外務省

貴府に賜書殿下書致し候事
申すより多末今年七月二十日に江戸府より
合衆國と貴國とを結ぶ條約の書とを
換り合禮を致し候事
今此を以て職務を修め合衆國と貴國と
世に和平を成すの事とす
命を賜せしより修め殿下書致し候事
使節が時分政府より来るものより修め殿下書致し候事

子由より其政を尊厳と信託を保護し
 又使節を其國に禮儀ありとて公事
 のおより接遇せしめ有るも而彼相親
 一なりそのも尊厳を降る○又使節を
 知能しその國の使節を奉りて各名國
 の政府より彼を候とて候とあり○是故
 以て余服より保護を降るなり○
 又余の言より永保を思ふるを名國の
 保護を降るなり

外務省

教祖より子年卯六月五日
 書

大分県
 シヤウス、ブカニ
 セルキー、リ、マ、ブ、ブ
 レウス、カス、カ

みづえんも

戊辰年

馬

日本

大君殿下等にお望に

西墨利加合衆大

統領アブラハムリンコン

善良浩大なる方へ

我が合衆の紳士ロバートモグザウイを推挙し西

墨利加合衆國のミニストルにデントの職とし殿下

外務省

の例を以てしむ○此プラインズと兩國の要事

及び其の事務なる懇親なる善き交渉を以て

之代國の人と親しく金貨の移りも移り解き

るべく金プラインズの状況善きしるる事

其の實を以てられ殿下の例を以てたふ急便

あり勉勵しるる事及び其の事と保存

し其の事を其の愉快な事と爲れし事と信

じし其の事殿下は彼と相遇しし事と信

三ノ二五ノ年と云

子正月十八日迄出ス

佛蘭西諸君に認めたる委任状の事

千八百一十一年七月十二日瑞西合衆国のラッセル
ーフェテラーテン等の日本大君殿下と和親貿易
條約の談判を命ぜられたる使臣と千八百一十
二年瑞西合衆国のラッセル等が
マリアツキの差よりして日本に在る瑞西公使の

外務省

諸君を仰ぐ事等命令と爲りたるカスバルト
フレシホルド君一其の使臣のラッセル等と云
を任たり

カスバルト君日本諸君に請ふ右公使臣の
ラッセル等を仰ぐ事等命令と爲りたるカスバルト
君一其の使臣のラッセル等を仰ぐ事等命令と爲りたる
カスバルト君一其の使臣のラッセル等を仰ぐ事等命令と爲りたる

瑞西合衆国のラッセル等と云

佐藤佐十郎 姓名を施し 一千八百六十二年十一月十二日
ベルン 都府 としてボンツラードの字を印す

瑞西合流の余りて

コンフェデラチーのフレゼント

スラムブリ
手池

コンフェデラチーのカンセリール

ニキトス
子也

外務省

英

壬戌三月十四日

大君殿

大君殿より賜る書簡の件

大君殿と愛嬌の甚く全国を治め

る等の御徳を天命とせざる可く

リ

我々良兄弟は従兄の貴戚たる

者なり

外務省

大君殿より賜る書簡を奉る

高貴威勢アリキス

余殿より近頃余の賜る書簡を

賜るは但し書中より余の殿を

知るとは然り、以て余の定例に

従ふは然るに、我がミニスト

リユテルホルト、アールコック

殿の御賜る書簡の定例と一

此の如く御下へ送る由致し張載せり。○余
 本箇中より於て其の素の情を見ても余
 力を以て之を厚謝するを有あり。○余等御中
 御下へ示せる空則よりユテルホルト、アールコ
 ヲリより御下へ示したる而して御下へ我が命を
 御下へ送る由も他御下へ致したる我が命を
 多國及び其の臣民の和を促進する我
 が切なる情を表現する報告を御下への政
 府へ送る由も御下への皇族と余等
 の御下へ保護せんことを務め
 千八百九十一年即ち我々の即位の年より
 御下へのウィンドホル城の王女とて此
 あり

外務省

御下へ素の情を御下へ送る由

ヒリトリアル、手紙

リエワセル、手紙

ふりて

因天恩

阿蘭國王兼テ

「十ツサウオラニエ」君長
「リユクセンビユク」大公父耶

微列謨三世ヨリ

大日本大君殿下江

大日本大君殿下交元年三月二十三日書簡ヲサ越シテ見。

日本ト阿蘭ト條約ヲ取結ビシヨリコカク數ク事務ウイテヨ得テ

條約ノ書ニ載セル所大カクニ是ヲ施スニ至リス。コカルニ

外務省

彼條ノ中兵庫及西海岸ノ港ヲ開キ又江戸大坂ノ

市町ニテ外國ノ人モノ商ヲ業ヲ營ムベキ條ハ契リト如ク

オコナハントスルトモ數ク障ノ事アルニバラン開クベキ

期ヲ延シト願フトアリ

其後大君殿下特派欽差全權大臣竹内下野守

並ニ松平石見守京極能登守ヲ上使節トシテ吾朝ニ

參ラシムルトアリ

余コト同情ト親睦トノ抽シツル驗ミトシテ尤モ感心ス。

翻譯

御上使ハ大君殿下文元年十月日記重親元書簡余ニ多
夫上使ハ御意召眞寶ナルヲ證ニ取結ビニ條約ヲカメント
御命ヲ取行ヒニ様ハ無不可有稱賞也
余マタ本心ヲトニ相應ニテ是尙蘭ノ親睦ノマヅリヲス
厚セント思フヲ

大君殿下ニモ信セラレント願フ然レニ本心ヲ識認ント
大君殿下申入ニ願ヒニ子ニホロニ應ニテ右載ルトコロノ
港ヲ開キ又江戸大坂ノ市町ニテ外國ノ人モノノ商ヲ

外務省

業ヲ營ナムベキ期ヲ延ヘ所有障ノ事ヲ除クルヲ待ト
思フコトヲ既ニ御上使ニ申シ達ス也。

大君ハ所有障ノ事ヲ除クルベキ都合方使ヲ盡クシ
ニ付テ余コレヲ疑ハス也

大君モトヨリ品々賜越ニ付テハ余ヨロシクモテ請納シ
心底カラ謝ス

大君在位恙ナク大ニ幸ヒニヤリ貴國平安昌盛是所也
阿蘭國スカラニハカト云京ヲイフニ千八百零二年十月九日

日本文久三年
十月八日

阿蘭外國事務執政

インテルマーセンデウムブリフ名

外務省

寫

天の命助ふけし和葉國王ソリスフアンオラン

ニ姉子の兼コロートルトグフアンリエクセムビエルク

名の男三世ウイルム

日女大君殿下に

貴殿下々文久三年三月廿五日に於ては

我々の所へ城へ來りて和葉國と日本國と

の結し條約大に既と成りしに違違せらるる事

外務省

よりて併合す日本日本の西條と於て開港是

江戸方面を以て國高法の為る開の事件は

後々成るべき事と爲る殿下と成りて縁し

至る事と爲る事と爲る事

一と爲る事と爲る事、和葉の御を表せられ殿

よりて非たの事と爲る事、和葉の御を表せられ殿

和葉の御を表せられ殿、和葉の御を表せられ殿

和葉の御を表せられ殿、和葉の御を表せられ殿

一、吾等下、文久元年正月、貴藩より御書をお便り
され、我等にお渡り、且又、貴藩下に見の實を、我等に
記し、御條約を具せし、今、今、御詳にお達し、
一、我等下、見、是、事、又、我等、御、御、御、御、
是、を、せ、し、の、我等、下、見、の、實、を、
事、と、し、
一、其、事、と、し、て、我等、下、の、事、を、
と、る、と、し、し、該、條、を、使、前、お、も、
外務省

外務省

貴藩より御書をお便り、且又、貴藩下に見の實を、我等に
記し、御條約を具せし、今、今、御詳にお達し、
一、我等下、見、是、事、又、我等、御、御、御、御、
是、を、せ、し、の、我等、下、見、の、實、を、
事、と、し、
一、其、事、と、し、て、我等、下、の、事、を、
と、る、と、し、し、該、條、を、使、前、お、も、

貴藩より御書をお便り、且又、貴藩下に見の實を、我等に
記し、御條約を具せし、今、今、御詳にお達し、
一、我等下、見、是、事、又、我等、御、御、御、御、
是、を、せ、し、の、我等、下、見、の、實、を、
事、と、し、
一、其、事、と、し、て、我等、下、の、事、を、
と、る、と、し、し、該、條、を、使、前、お、も、

貴藩より御書をお便り、且又、貴藩下に見の實を、我等に
記し、御條約を具せし、今、今、御詳にお達し、
一、我等下、見、是、事、又、我等、御、御、御、御、
是、を、せ、し、の、我等、下、見、の、實、を、
事、と、し、
一、其、事、と、し、て、我等、下、の、事、を、
と、る、と、し、し、該、條、を、使、前、お、も、

貴藩より御書をお便り、且又、貴藩下に見の實を、我等に
記し、御條約を具せし、今、今、御詳にお達し、
一、我等下、見、是、事、又、我等、御、御、御、御、
是、を、せ、し、の、我等、下、見、の、實、を、
事、と、し、
一、其、事、と、し、て、我等、下、の、事、を、
と、る、と、し、し、該、條、を、使、前、お、も、

多ることなり

彼千九百二十年十月十七日、我々テレーリ、陛下に格下とあり

天恵ノ、皇ニ仰る東西國帝

ナホレオニ

我々諸徳英明なる親朋

日本ニ大君

我々ミストル、デエシエンデベルクルを他方とあり、
交際とあり、事を取らむとあり、且今幸に
日本と他國と、思ふに情義なることあり、御
多るも、さう決絶とあり、我々も、依る今、ミスト

外務省

ルテ、ミストル、レオン、ロセス、我々全權
ミストル、陛下命、陛下、改題、向け、ミスト
かり、彼、我々、全く信任を、容る、とあり、
一和、大なる、條約を、固く、取らむ、とあり、
急情、ある、命、ミスト、ロセス、才能、及、我々
國、勳、勳、ある、とあり、
ミスト、又、我々、容る、とあり、
ミスト、とあり、とあり、の、確、然、なり

不^レ仲^レの商^レは^レお^レ進^レこ^レの^一身^レを^レ利^レを^レ
諸^レ件^レハ^レカ^レ係^レ親^レ中^レ也^レ國^レ方^レ代^レハ^レ幸^レ福^レを^レ祈^レ
あ^レ國^レハ^レ常^レ信^レを^レ名^レ和^レも^レる^一永^レ世^レ不^レ易^レ親^レ睦^レ
交^レ遊^レと^レ今^レも^レも^レる^一の^一我^レ等^レも^レ亦^レの^一徳^レを^レ彼^レ
ノ^一中^レま^レる^一ハ^レ深^レく^一信^レ用^レを^レ加^レへ^レ親^レ睦^レニ
待^レ遇^レす^一人^レと^レも^一願^レ下^レふ^一所^レな^レす^一
天^レ願^レ下^レふ^一恩^レ惠^レを^レ降^レ接^レを^レ祈^レる

千八百三十四年十月廿七日我^レ等^レは^レレ^一

外務省

願^レ下^レふ^一所^レな^レす^一

サボレラ

おふ事^レ執^レ改

ロワニタリユイス

元治元年

丑二月廿

余白耳義國王にラポルト大君殿下と和親貿易航海の条
約を取結ん^所あ^るも余^等特派公使兼^所コニエ^ル館^{ヨヒ}ニール
フ^ニボ^ルゴ^ロトオ^ヒニ^ルフ^ニオ^ルデ^ラン^キニ^アグ^ロ」オ^ヒニ^ルフ^ニヘ^ット
ギ^ラン^フニ^エル^リツ^ルデ^スオ^ルデ^ラン^テニ^子ー^デル^ラニ^セニ^ル」フル^ニニ^ルド
メ^ソト^デオ^ルデ^ラン^テニ^コロ^カニ^{以上共}ヘル^敬カ^ウギ^ニス^テト^キト^ハの才^能及^忠
直^小倚^頼—余^等自^筆の書^面ニ^テ彼^等余^等全^権を^任
彼^等差^送り大^君殿^下の件^ニも全^権の^人々^ニ余^等印^信
目的^ニ達^スル^ニ為^ス相^當ある條^約と^取結^ビ治^定
せん^とを^命—^且之^を治^定—其^姓名^をす^るの^權
と^与了^ス—
余^等余^等全^権を^命治^定—^且記^名—
なる^事件^を常^に永^久確^然と^取結^ビ成^就せ^しめ^且其^後
遠^く取^引交^ハる^如の^様子^を柄^ある^之に^及ぶ^事
ある^事あり^且余^等が^保衛^士我^等適^宜なる^權を^有る^事
送^リ互^に治^定する^時に^及ぶ^之を^而禁^止す^る事^はあ^らず^と
王^主の^言語^を以^て契^約と^す

外務省

千五十年第廿月高のうゝ之城お登テ

シラボルド手記

國王命
外書事執政

カルレスロール手記

白鳥義國王殿下の屋敷使節
魚コモをセウール

オウキヌステトキド手記
直澤す

外務省

寫し

寫し

譯文

瑞西合衆國の議政官此書を以てたの事件を報告す

合衆王法度の第九十條に隨ひ許す文けあり

威權を依る議政官よりシエリフ州のカスバル・ブレニ

ド・フエワデニスウエル君を日本横濱に居留せしめ、瑞

西合衆王のコンシールセキールの職に任し、且日本に法

外務省

津及び貿易を爲し和親ある國との習俗に應じ遊

歴の爲ありし、或は貿易の爲なりとも日本に在る

瑞西人の身体及び所持品を守護するべきを因

々委任する、余等大臣マゼスチーの政府及文武

の諸官吏を希ふ右のカスバル・ブレニド君を瑞西

合衆國のコンシールセキールの任に任じ、且日本に在る

ことを以て、朕當り係するべき許しを以て彼よりある

文牒の事を願ひ出せしめ、此事を聞き給はんことを

外務省

彼千五百十六年二月廿日

合衆國大統領 アニヅウウジヨコワン

我良友

帝國皇太后殿下

我ハ希望おめく顯著ナル小氏の二人口アルビアン
ワルケンホルフ特選「重采利加合意」のこゝに
スルレシデントの位代り、一願下政府與へたる
せん事代令せし

外務省

彼と多ふと其國政府ト保ケシ文牒と能ハル
且其國のるハ幸ヒト保ふる懇親及ビ好シ文
接と益厚カセンとの多ホのヲ歎ト喜する
コトヲハハル

彼の所を以てしるべき事なり。故に
其の部下も亦よく之を知り、國の利益と
幸福を保ち且之を増益せん爲め去秋を
遣へり。此等の信を以て其の意は

殿下とあるに未利か合衆國の部々々
 ありけりしをすゝすの信よりて目
 國 帝領繁榮と稱ひあ國文隆と云
 其國、微なるも時々多し多し信せし
 事と云ふ
 被ノ安全と止神ノ保護とある
 殿下の地よりし事を神祈り

神降せしる二十二年二月ナラ

外務省

ワシントン府に於て

改良女

アニヅローデヨニソ

大統領ノ命に依り

國事宰相

ウイルススワード

宮上ノ子ヲ傳ハスふニ与テ是レ其ノ國ヲ防グルニ
 元ノ文ヲ在リ

天帝之怒。患及于國。我之望也。

意方利亞

ウイクトルエマヌエル第二世

泚德嚴威

りて(市)大君殿下

外務省

淑德威力阿る、王君我、親睦、に友

陛下備心心知賢公事公心寬仁德
 より赫威徳澤なり帝國治一是我
 等とて幸と忍ふ大徳を幸と利を幸と受
 方有用なる好むこと則ち永久親睦と
 信義の約を以て我々

局下を我を誥えんとの最切ある企望を

信託するなり

此等事、我等は、式テ、第一、
コガット、移、官、一、ラザール、及び、モーリス、の、
ドル、兼、仲、を、一、テ、ラ、レ、ジ、オ、ン、ド、ノール、帝、の、の、
と、ある、を、ある、ウリ、ニア、我、等、ある、と、
耳、及び、英、米、利、の、ギ、イル、と、ある、レ、エ、ワ、リ、エ、
ク、トル、アル、レ、シ、ジ、ヨ、ン、ド、命、一、我、等、懇、親、と、
叙、し、意、ある、と

外務省

殿、下、を、知、し、と、大、臣、と、ある、と、
一、シ、然、と、ある、と、の、意、任、と、ある、と、
殿、下、と、ある、と、の、我、等、と、ある、と、
な、る、人、の、一、は、く、望、と、ある、と、
ワ、リ、エ、アル、レ、シ、ジ、ヨ、ン、ド、命、一、
及、モ、航、海、の、事、一、に、義、ある、條、約、を、
彼、名、判、と、ある、と、の、便、と、ある、と、
と、ある、と、ある、と、ある、と、ある、と、

とを省く事し

陛下の御利益をゆへ興を致さる事

意を悟りし後見とを以て我々の事

エエルにジミ双りし利益を計りて條を立

定むる我々の事なり

陛下の御利益をゆへ興を致さる事

意を悟りし後見とを以て我々の事

エエルにジミ双りし利益を計りて條を立

外務省

とを省く事し

陛下の御利益をゆへ興を致さる事

意を悟りし後見とを以て我々の事

とを省く事し

陛下の御利益をゆへ興を致さる事

意を悟りし後見とを以て我々の事

とを省く事し

陛下の御利益をゆへ興を致さる事

意を悟りし後見とを以て我々の事

オランダ印

委任状

天の寵灵に因りて丁株國ハンダーレン及びポー
テンのコーニング又スレーズアイキ、ホルステイン、ブ
ルマルン、デットマルセン、ラウエンブルク及びオルデ
ヒュルクのヘルトグなる我等キリストチアーン算九
世報知を

セイ子ニイエステイト日本の大君と和親貿易

外務省

及び航海の事柄をなすに因りて我々は
條約と條約一具の我方より其條約を交換
のたの我亦自らも於て其人を條約の具之よ
り委任と命する如く我々全權を授けし
目印とするセイ子ニイエステイト商業のコーニ
グのボリチーキ、アゲント兼コレにゼ子ニール我々
子ボルグのカルデの号令官及び在オレーウの
カルデのリッドルなるナルクデ、カラーフ、ハン、ホルスブ

ルーク君を命一以てセイ子ライエスタイト日
の大君より同目的の命を命とせし一人若くハ
数人其條約の交換を做すべしんことを
命ぜり

其條約より我々は多分彼より多し
且つ其國府の印と視せしめし

救世主降誕の年ハ今七年我即位の第四年
カエリウエッペンバーゲニヤ於て之を
做せり

外務省

セニチエリヒンド、フレイスフレイセンホルク

姓名と地

日ハカエリウエッペンバーゲニヤ

エルムケインシキース